



九州産業大学造形短期大学部と須恵町との交流は、平成27年に久我記念館で行なった作品展示やワークショップから始まりました。その後、トリックアート制作、遺影撮影、上須恵祇園山笠写真展など、多くの交流事業を行いました。今月の表紙は、令和元年度に学生たちが実施した活動の集大成です。この事業に参加した学生の中村奈月さんは、「4月から社会人としてスタートします。須恵町と大学との交流事業を通して、現代社会で大事な地域の絆を現場で学ぶことができました。卒業して福岡を離れる事になりますが、須恵町の方々の暖かい人情を忘れません。社会人になってもこの経験を生かしていきます。」と語りました。

- 2 …… 久我記念館
3 …… 税の徴収における不手際について、消費生活110番
4 …… まちの史跡めぐり 大正13年刊行の『糟屋郡志』を読む(6)
6 …… 犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく
8 …… 公共下水道供用開始
10 …… エアゾール缶の収集方法が変わります
11 …… けんしんで未来のあんしんを
12 …… 役場からのインフォメーション
16 …… わくわくデイサロン、健康コラムニスト すえ子の部屋
17 …… 若杉クラブだより、俳句・川柳
18 …… 警察署だより、みんなを守る119、商工会だより
19 …… 情報いろいろ
20 …… 図書館だより
21 …… ハッピーバースデー、幼児教育・保育無償化の手続きについて、乳幼児健診・妊婦教室カレンダー
22 …… まちの情報カレンダー 休日当番医、水道指定当番 他
24 …… 佐谷建正寺ご開扉、献血にご協力を、アザレアホール予定表

税の徴収における不手際について

この度、令和2年1月31日を納期とした左記税目につきまして、本町の事務処理の不手際により、ゆうちょ銀行の口座から引き落としができていなかったことが判明しました。

対象税目

- 令和元年度(平成31年度) 町県民税第4期
国民健康保険税第8期
後期高齢者医療保険料第7期

ゆうちょ銀行の口座引き落としをご利用の皆さまをはじめ、町民皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが起こらないよう、原因究明と再発防止に取り組み、一日も早く町民皆さまの信用と信頼を回復できますよう努めてまいります。

須恵町長 平松 秀一

経過報告

2月3日、町民の方から、税の口座引き落としができていないとの問い合わせを受け、本事案が判明しました。調査の結果、ゆうちょ銀行へデータ提出がされておらず、対象件数428件、総額484万5310円の引き落としができておりませんでした。本事案判明後、対象の皆さまへ、文書・電話での連絡や、ご自宅への訪問を行い、お詫びいたしました。併せて、今後の対応として、引き落としができていなかった税目を引き落としさせていただくことをお伝えしました。なお、対象の皆さまにつきましては、2月14日に対象税目を口座から引き落としさせていただきました。

再発防止に向けて

今回の事案は、担当者が一人で事務処理とチェックを行う体制が慣例化していたことが原因です。そのため、今後は担当者他職員と複数でのチェック体制を確立し、再発防止を図ってまいります。

企画展のご案内

月曜休館 祝日の場合は翌日休館
開館時間:10時~17時
(最終入館時間は16時30分)
932-4987



第12回 小学校児童画展

3月7日(土)~29日(日)

小学校児童画展は、町内にある3つの小学校で作られた児童画作品を通して、須恵の子どもたちの内なる感性の芽と豊かな人間性を紹介すること、多くの人が児童画にふれることで心に潤いを感じていただくことを目的に行なっています。平成20年3月から始まったこの企画展は、今年度で12回目を迎えます。

鮮やかな色づかい、生き活きとした筆づかい、躍動感あふれる構図から、子どもたちが作品に込めた思いを感じとってみませんか? 皆さんお誘いあわせの上、ぜひお越しください。



今月のポイント マルチ商法にご注意を

マルチ商法とは、商品やサービスを購入して会員になり、その会員がさらに別の人を誘う連鎖販売取引のことです。

相談事例

友人から「いい化粧品がある」と勧められ、20万円の化粧品を購入した。「人に勧めればもうかる」と言われたので、別の友人を誘ったら「マルチ商法ではないか」と断られた。他の友人にも断られ、化粧品も肌に合わないので解約したい。

アドバイス

マルチ商法は、契約書面を受け取った日か商品を受け取った日の、いずれか遅い日から20日間は、クーリング・オフハガキを送ることで契約を解除することができます。ハガキは特定記録郵便など発送日の記録が残る形で出すことが大切です。期間経過後も、次のような場合、中途解約や契約の取り消しができる場合があります。
●「入会后1年以内、商品受け取り後90日

注意

「もうかる可能性が少ない」ことを知らされず、「絶対もうかる」などと説明された契約は、取り消しができる場合があります。
●「もうかる可能性が少ない」ことを知らされず、「絶対もうかる」などと説明された契約は、取り消しができる場合があります。

身近な人への勧誘、身近な人からの勧誘

マルチ商法はネットワークビジネスとも呼ばれ、家族や友人などの人間関係を利用して販売組織を拡げていくことが特徴です。いったん誘う側になると、事業者として厳しい規制を受ける立場になります。誘う場合、誘われた場合は、慎重に考えて判断しましょう。

消費生活相談のお知らせ

- かすや中南部広域消費生活センター
開設日 月曜~金曜
相談時間 10時~15時30分
場所 志免町地域安全安心センター2階(志免町志免中央1の10の10)
お問い合わせ先 9336・15994
須恵町消費生活出張相談窓口
開設日 第2・第4月曜
相談時間 10時~12時
場所 須恵町役場2階会議室(地域振興課前)
お問い合わせ先 9332・1438